一八四　プノンペンにおける下水道整備計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　三　135

一八五　海上保安能力強化計画のための贈与に関する日本国政府とセーシェル共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　三

一八六　ルアンパバーン市上水道拡張計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　三

一八七　アフガニスタン・イスラム共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二九　三

一八八　資源探査用将来型センサー計画に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の取極の有効期間の延長に関する書簡の交換に関する件　二九　三

一八九　返納を命じた旅券を無効とする件　三一　四

○財務省

一一九　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二　129　二

一二〇―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　135　二

一二八―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九　135　九

一三一―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一一　137　一

一三五　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　一一　137　三

一三六―一三七　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一一　137　四

一三八　令和元年台風第十九号についての特定災害の指定及びこれにより相当な損害を受けた地域の指定に関する件　二一　特14　一

一三九　歳入徴収官事務規程第四十六条の二の規定に基づき分任歳入徴収官を指定する件の一部を改正する件　二九　四

一四〇　歳入徴収官事務規程第二十八条の三第四項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件　二九　四

一四一　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　三〇　148　四

○財務省、農林水産省

一一　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二一　三

一二　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二一　四

一三　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二一　四

○文部科学省

七四　大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示　二　129　五

七五　令和二年度の私立の大学の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間の告示　二　129　六

七六　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　三　130　四

七七　史跡に指定する件　一六　139　一

七八　名勝に指定する件　一六　139　三

七九　天然記念物及び名勝に指定する件　一六　139　四

八〇　特別史跡に地域を追加して指定する件　一六　139　五

八一　特別天然記念物に地域を追加して指定する件　一六　139　六

八二　史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件　一六　139　七

八三　史跡に地域を追加して指定する件　一六　139　八

八四　史跡及び名勝に地域を追加して指定する件　一六　139　一〇

八五　名勝に地域を追加して指定する件　一六　139　一一

八六　天然記念物に地域を追加して指定する件　一六　139　一一

八七　記念物を登録記念物に登録する件　一六　139　一一

八八　登録記念物を抹消する件　一六　139　一一

八九　文化的景観を重要文化的景観として選定する件　一六　139　一一

九〇　令和二年度又は令和三年度において高等学校用教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件　二三　三

九一　令和三年度において高等学校用教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件　二三　六

九二　重要無形文化財の指定及び保持者の認定の件　二五　一

九三　重要無形文化財の保持者の追加認定の件　二五　一

九四　選定保存技術の選定及び保持者の認定の件　二五　二

九五　大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示　三〇　四

九六　学校教育法施行令第二十三条の二第一項第六号の規定による分野を定める件　三一　149　一四

九七　大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する件　三一　149　一四

九八―九九　専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示　三一　149　一六